

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 9 月 1 日（金）第3345号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (財政課取扱い) 1

規 則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 9 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第46号

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表2の項中「24の2の項の(1)のア及び(3)のア」を「24の2の項の(2)のア及び(4)のア」に改め、同表3の項中「24の2の項の(2)」を「24の2の項の(3)」に改め、同表中12の項を13の項とし、5の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

5 条例別表第1 商工労働水産部の表7の項の(4)のアに掲げる手数料	2級又は3級の実技試験を受験する者であって、当該実技試験の実施期日の属する年度の4月1日現在において35歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）の申請の場合	9,000円の減額（3級の実技試験を受験する者であって、条例別表第1 商工労働水産部の表備考1各号に掲げるものの申請の場合は、同表備考1に規定する方法で算出した手数料の金額から9,000円を減額）
------------------------------------	---	--

附 則

- この規則は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表2の項及び3の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第5号）の一部を次のように改正する。
第4条の2中「同条第1項の表5の項」を「同条第1項の表7の項」に改める。